

博士論文
国際投資仲裁判断の執行問題
要約

田村 侑也

序章

序章では、本稿の目的・意義を端的に示し、投資仲裁判断の承認・執行に関する2つの条約の基本的な相違点に言及した上で、問題提起を行い、また本稿の構成を提示した。

1965年の国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下、「ICSID条約」）に従って下された仲裁判断（以下、「ICSID仲裁判断」）は、同条約の全ての締約国において承認・執行可能である。また、ICSID条約は、1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下、「ニューヨーク条約」）と異なり、承認・執行地の裁判所（以下、それぞれ「執行地」、および「執行裁判所」）が承認・執行を拒絶することができる例外的な事由を規定していない。しかしながら近時では、ICSID仲裁手続において敗れた投資受入国が、その仲裁判断の承認・執行の可否を争うようになり、手続の長期化や、執行裁判所による承認・執行の拒絶または停止がなされるようになった。

本稿の主題は、執行地の手続法の規定や法理に基づくICSID仲裁判断の承認・執行拒絶または停止が認められるか、である。これは、換言すれば、ICSID仲裁判断の内容の強制的な実現の可否が、どの程度執行地の手続法に委ねられているのかを明らかにするものであり、ICSID条約から執行地の手続法への送致範囲の確定を意味する。本稿では、承認・執行手続からの裁判権免除と、ICSID仲裁判断の内容の実現と欧州連合法（以下、「EU法」）との不整合性、という2つの争点を、前者は米国と豪州、後者は英国と米国の近時の裁判例を取り上げて各論的に検討する。また、日本におけるICSID仲裁判断の承認・執行手続の在り方を明らかにするとともに、現在、主に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）で議論が重ねられている、投資家対国家紛争解決制度の改革（以下、「ISDS改革」）に関して、新たな投資紛争解決機関を設立する際に、どのような承認・執行制度が構築されるべきかを検討する。

第1章 ICSID 仲裁判断の承認・執行制度概観

第1章では、ICSID仲裁判断の承認・執行制度について、条文の規定を確認した上で、ICSID仲裁判断の審査制度という観点から概観した。

ICSID仲裁の場合には、ICSID仲裁判断の訂正、解釈、再審および取消しの手続は、いずれもICSID仲裁廷または特別委員会が担っている。対照的に、非ICSID仲裁の場合には、仲裁判断の取消しおよび承認・執行の手続において、特にニューヨーク条約5条が規定する事由の有無に関する審査が、仲裁地ないし執行地の裁判所によってなされる。とはいえ、

ICSID 仲裁の場合であっても、仲裁判断の承認・執行手続は、ICSID 条約締約国の裁判所で行われる。このことに鑑みれば、執行地の国内法秩序との整合性を確保するために、少なくとも仲裁可能性および公序に関する拒絶事由があっても良いように思われる。この点について、ICSID 条約の起草過程を振り返ってみるに、同条約の下での承認・執行義務には、投資家を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の執行を投資受入国に対して保障する目的があり、この目的を達成するために、公序に関する拒絶事由も規定されなかった経緯がある。また、ICSID 仲裁判断の承認・執行に関する ICSID 条約 54 条および 55 条をめぐっては、同条約の英語版における enforcement および execution の使い分けに関して解釈が分かれるところ、それら用語は、同条約の起草過程に照らしても、それぞれ別の意味を有するとの解釈が妥当である。

第 2 章 ICSID 仲裁の準拠法

第 2 章では、ICSID 仲裁制度の特徴をより明確にするために、ICSID 仲裁・非 ICSID 仲裁を、準拠法の相違という観点から比較することとし、特に Veijo Heiskanen による論文 (“Forbidding *dépeçage*: Law governing investment treaty arbitration,” *Suffolk Transnational Law Review*, Vol. 32 (2009), p. 367) を紹介・検討した。

Heiskanen 論文は、投資仲裁において生ずる準拠法問題を分割指定 (*dépeçage*) と捉え、国際仲裁において仲裁合意、仲裁手続、仲裁廷、および請求の本案における準拠法が相互に相違し得るとして、これを制度的分割指定と呼び、それら 4 つの項目内部においても分割指定が生じるとする。まず、第一段階の制度的分割指定については、(同稿の指摘とは反対に、) 商事仲裁よりも投資仲裁、そして非 ICSID 仲裁よりも ICSID 仲裁において生じ難いと言え、ゆえに、それが生じる程度が低いことが、ICSID 仲裁の特徴と捉えることが可能である。また、同稿が指摘する第二段階の各項目内部での分割指定は、(本稿第 2 章の関心事項である) ICSID 仲裁・非 ICSID 仲裁の間での準拠法の相違に限定されず、分割指定という語が広い事象に対して用いられている。次に、同稿は、投資協定仲裁における仲裁合意の準拠法について各当事者の属人法によるとするアプローチを提唱するが、そのようなアプローチの下では、仲裁合意の成立・効力を規律する準拠法を特定するには至らない。投資協定仲裁においては、当事者が国際法を準拠法とする黙示の合意があると考えられ、また国際法の準拠法適格性については、条約法条約 (または慣習国際法) の存在をもって、国際法の準拠法適格性が肯定できる。

第 3 章 ICSID 仲裁判断の承認・執行と主権免除

第 3 章では、ICSID 仲裁判断の承認・執行手続における、執行地の主権免除法の適用関係を、米国および豪州の近時の裁判例の分析・比較を通じて検討した。

第一に、米国の第二巡回区連邦控訴裁判所による Mobil Cerro Negro 事件判決 (863 F.3d 96 (2d Cir. 2017)) は、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の執行手続は、米

国の外国主権免除法が定める事物管轄権、人的管轄権、および裁判地の要件を充足した訴訟によると判示した。第二に、豪州連邦裁判所第二審による Infrastructure Services Luxembourg 事件判決 ([2019] FCAFC 3) は、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の承認手続について、投資受入国は ICSID 条約の締約国となったことで豪州連邦裁判所の裁判権に服従したとして、豪州免除法の下で裁判権免除を否定した。このように、米国および豪州の裁判所はいずれも、承認・執行手続の相手方となる投資受入国が提起する裁判権免除の抗弁を、自国の主権免除法の下で処理している。しかしながら、ICSID 仲裁制度においては、(ニューヨーク条約の下での手続と異なり、) 仲裁廷による管轄権の行使と、承認・執行手続における締約国の裁判所による裁判権の行使に連続性がみいだされるのであって、ICSID 条約締約国の裁判所は、自国の主権免除法ではなく、ICSID 条約(またはその国内実施法)に直接に依拠して、投資受入国による裁判権免除の抗弁を退けるべきである。

第4章 ICSID 仲裁判断の承認・執行と EU 法

第4章では、ICSID 仲裁判断の承認・執行手続と EU 法の関係性について、特に英国および米国における Micula 事件仲裁判断の執行に関する裁判例の比較・検討を通じて明らかにした。Micula 事件では、投資家への損害賠償を投資受入国であるルーマニアに命じる ICSID 仲裁判断が下された後に、その損害賠償の支払いが EU 国家補助規則に反する違法な国家補助を構成するとして欧州委員会決定が下された。なお、この欧州委員会決定は、EU 一般裁判所によってその後取り消されたが、(本稿で主に比較・検討した英国および米国の判決が下された後に、) 上級審である EU 司法裁判所が当該取消判決を覆し、差し戻した。

一方で、英国の最高裁判所判決 ([2020] UKSC 5) は、Micula 事件仲裁判断の執行を停止する EU 法上の誠実協力義務を認めた上で、しかし、そのような停止は ICSID 条約の下での執行義務とは整合しないとして、EU 運営条約 351 条の適用をもって当該仲裁判断の執行を認めた。他方で、米国のコロンビア特別区連邦地方裁判所判決 (404 F.Supp.3d 265 (D.D.C. 2019)) は、スウェーデン＝ルーマニア投資協定上の仲裁条項の有効性を確認し、米国の外国主権免除法の下での事物管轄権を肯定するとともに、EU 一般裁判所による欧州委員会決定取消判決によって、ルーマニアによる当該仲裁判断の履行を妨げる事由がなくなったと判断し、国家行為理論および外国国家強制理論の適用を否定し、最終的には(一部弁済を認めた上で) 当該仲裁判断に基づく判決の登録を認めた。それら2つの判決を比較・検討するに、まず、ICSID 仲裁において敗れた当事者が英国および米国の裁判所でその仲裁判断の執行に対して行い得る防御の内容に、大きな違いはみられない。また、(ルーマニアが主張したような) ICSID 仲裁判断の内容の実現が EU 法と整合しないことを理由とする、執行拒絶または停止は、ICSID 条約の下では認められない。最後に、ICSID 仲裁判断執行義務と EU 法上の誠実協力義務が衝突する場合に、いずれの義務を優先すべきかについては、

EU 法および一般国際法上の 2 通りの処理方法が考えられる。

第 5 章 米国・英国・豪州の承認・執行手続に関する比較法的検討

第 5 章では、第 3 章および第 4 章で裁判例を取り上げた米国・英国・豪州の 3 か国について、外国判決、商事仲裁判断、および ICSID 仲裁判断の承認・執行手続を比較した。

米国・英国・豪州の 3 か国における外国判決、商事仲裁判断、および ICSID 仲裁判断の承認・執行手続の概観および比較からは、一方で英国および豪州が、外国判決の登録手続や裁判所の命令による商事仲裁判断の承認・執行と同様に、ICSID 仲裁判断についても略式の手続を用意しているのに対して、米国は、(州裁判所における外国判決の承認と同様に) 訴訟手続を要求している。その背景には、米国において ICSID 仲裁判断が、ICSID 条約 54 条 1 項の第 2 文に基づいて、州裁判所の確定判決として連邦裁判所において執行されることや、ICSID 仲裁判断の執行手続の在り方は各締約国に委ねられているとの理解がある。米国におけるそのような取扱いの妥当性について、米国の統一州法委員全国会議による 2005 年統一外国金銭判決承認法の解説に示唆を得て、一方で、自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た当事者が迅速かつ効率的に承認・執行を受ける利益と、他方で、ICSID 仲裁において敗れた当事者が執行裁判所において異議申立てを行う機会を保障する利益との衡量という観点から検討するに、米国のアプローチは前者をより重んじているものと捉えることができ、ICSID 仲裁の制度設計に鑑みて妥当ではない。

第 6 章 日本における ICSID 仲裁判断の承認・執行

第 6 章では、日本における ICSID 仲裁判断の承認・執行手続の在り方に加えて、ICSID 仲裁判断の承認・執行と、外国判決および商事仲裁判断の承認・執行手続とが交錯する論点を複数検討した。また、第 4 章で取り上げた、米国 DC 地裁での Micula 事件仲裁判断執行訴訟における争点が、日本の裁判所においても争われ得るのかを検討した。

第一に、日本において ICSID 仲裁判断は、ICSID 条約 54 条の規定から、民事執行法 22 条 7 号の「確定判決と同一の効力を有するもの」に該当すると考えられる。ICSID 仲裁において敗れた当事者は、請求異議の訴えにおいてその執行の可否を争うことができるが、しかし、ICSID 仲裁判断が裁判以外の債務名義であるとして、その成立について争うことはできない。外国判決および商事仲裁判断の承認・執行手続が交錯する論点としては、例えば ICSID 仲裁判断を外国判決とみなして民事訴訟法 118 条の下で承認・執行できるか、や、ICSID 仲裁判断のニューヨーク条約および日本の仲裁法の下での承認・執行可能性などがある。第二に、米国 DC 地裁による Micula 事件判決において検討されたような、ICSID 仲裁判断の内容の実現が EU 法と整合しないというルーマニア側の主張によって、日本の裁判所が、当該仲裁判断の承認・執行を拒絶ないし停止することは認められない。特に、EU 国家補助規則の下でルーマニアは依然として投資家に対する賠償の支払いを禁じられているという主張が、日本の場合には礼讓に基づいてなされることが考えられるが、ICSID 仲裁

判断の承認・執行は、日本が ICSID 条約の下で負っている義務であり、礼讓に基づく当該義務の放棄は認められない。

終章

終章では、第 1 章から第 6 章までの検討を踏まえ、序章で行った問題提起に対して得られたものを、本稿のまとめとして提示した。

第一に、執行地の手続法の規定や法理に基づく ICSID 仲裁判断の承認・執行拒絶または停止の可能性という本稿の主題についてであるが、ICSID 条約に基づく承認・執行手続において、同条約から執行地の手続法に送致されるのは強制執行に関する問題のみであって、ICSID 仲裁判断の承認・執行手続についてはそのような送致がなされず、ゆえに執行地の手続法の規定や法理に基づく ICSID 仲裁判断の承認・執行拒絶または停止は認められない。近時、ICSID 仲裁において敗れた投資受入国がその承認・執行の可否を争ったり、執行裁判所が審理したりする背景には、ICSID 条約から執行地の手続法への送致範囲が不明確であり、執行に関する画一的な解釈・処理がなされていないこと、また ICSID 仲裁判断の承認・執行制度が、執行地が負っている他の国際義務との衝突可能性を想定した調整原理を備えていないこと、という、ICSID 仲裁判断の承認・執行制度の内在的・外在的な構造上の限界がある。第二に、ISDS 改革として議論がなされている新たな投資紛争解決機関の設立にあたっては、現行の ICSID 条約の規定を殆どそのまま採用することが検討されており、本稿で特定した構造上の限界がそのまま引き継がれる恐れがある。また、そのような解決機関の設立条約における承認・執行拒絶事由の要否を検討するに、特に承認・執行義務と、執行地が負っている他の国際義務との衝突可能性について、公序に関する拒絶事由の導入による調整も考えられるが、公序の概念は不明確であり、他の条約との調整方法を直截に規定することで足りる。

以 上